

火 災 編

目 次

火災編	551
第1章 火災予防対策	553
第1節 防災都市づくり	555
第1 防災ブロックの形成	555
第2 防災空間の整備拡大	555
第3 建築物の不燃化の促進	555
第4 市街地の再開発	555
第2節 予防行政の充実強化	556
第1 防火管理の徹底	556
第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化	556
第3 防火対象物の点検及び報告	556
第4 消防同意の厳正な運用	556
第5 予防査察の徹底	557
第3節 林野火災予防対策	558
第1 林野火災に強い地域づくり	558
第2 広報活動の充実	558
第3 予防体制の強化	558
第4節 大火危険気象に対する予防措置	559
第1 火災に関する警報の発令	559
第2 消防機関の警戒措置体制の確保	559
第3 防火対象物の警戒	559
第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制	559
第5 火災発生防止の緊急措置	559
第5節 防災活動体制の整備	560
第1 通信連絡体制の整備	560
第2 緊急輸送ネットワークの整備	560
第3 航空防災体制の強化	560
第4 相互応援体制の整備	560
第6節 救援・救護体制の整備	561
第1 消防力の強化	561

第 2	医療救護体制の整備	563
第 3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	563
第 4	災害救援ボランティア活動の支援	563
第 7 節	防災行動力の向上	564
第 1	防火意識の高揚	564
第 2	自主防災組織の強化	564
第 3	防災訓練の充実	564
第 4	要配慮者の安全確保	564
第 2 章	火災応急対策	651
第 1 節	火災に関する警報等の伝達	653
第 1	火災気象通報	653
第 2	火災に関する警報の発令	653
第 3	伝達体制	653
第 2 節	応急活動体制	655
第 1	市の活動体制	655
第 2	災害救援ボランティアの受入れ	655
第 3 節	情報の収集・伝達	656
第 1	被害状況等の収集・伝達活動	656
第 2	通信連絡体制	657
第 3	広報活動	657
第 4 節	消火活動	659
第 1	住民の活動	659
第 2	自主防災組織、事業所の活動	659
第 3	消防機関の活動	660
第 4	消防応援要請	661
第 5 節	林野火災応急対策	662
第 1	林野火災の消火活動体制	662
第 6 節	災害救助法の適用	664
第 7 節	広域応援要請	664
第 8 節	救助・救急活動	664

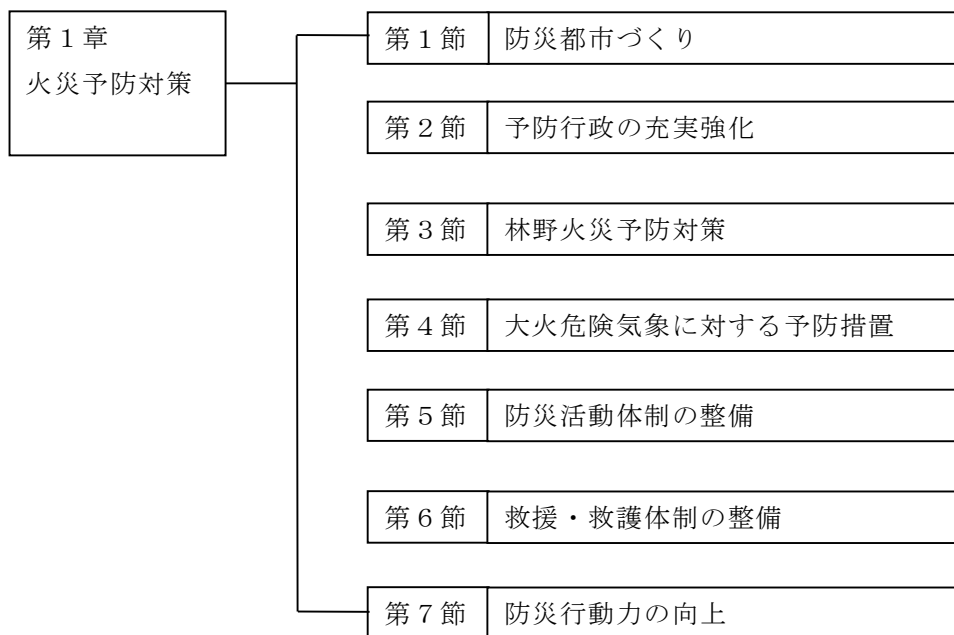
第9節	医療救護活動	664
第10節	避難活動	664
第11節	交通規制・輸送対策	664
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	664
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	664
第14節	警備活動	664
第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬	665
第16節	ライフライン施設の応急復旧対策	665
第17節	公共施設等の応急復旧対策	665
第18節	応急住宅対策	665
第19節	教育・労働力確保対策	665
第3章	火災復旧対策	701
第1節	民生安定のための緊急対策	701
第1	被災者の生活確保	701
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	701
第3	税の徴収猶予及び減免等	701
第4	郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	701
第2節	激甚災害の指定	701
第1	激甚災害指定手続	701
第2	激甚災害に係る特別の助成	701
第3節	公共施設の災害復旧	702
第1	災害復旧計画の策定等	702
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	702

第1章 火災予防対策

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び広範囲にわたる林野火災に対し、防災関係機関がとるべき災害予防対策を定める。

なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講ずる。

【計画の体系】



第1節 防災都市づくり

(全部局)

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

市は防災都市づくりを推進するため、建築物の耐震不燃化をすすめ、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。

【対策の体系】

第1	防災ブロックの形成
第2	防災空間の整備拡大
第3	建築物の不燃化の促進
第4	市街地の再開発

第1 防災ブロックの形成

「震災編 第1章 第1節 防災都市づくり 第1 防災ブロックの形成」を準用する。

第2 防災空間の整備拡大

「震災編 第1章 第1節 防災都市づくり 第2 防災空間の整備拡大」を準用する。

第3 建築物の不燃化の促進

「震災編 第1章 第1節 防災都市づくり 第3 建築物の耐震不燃化の促進」を準用する。

第4 市街地の再開発

「震災編 第1章 第1節 防災都市づくり 第4 市街地の再開発」を準用する。

第2節 予防行政の充実強化

(消防部)

【対策の体系】

第1	防 火 管 理 の 徹 底
第2	消防用設備等の設置促進及び維持の適正化
第3	防 火 対 象 物 の 点 検 及 び 報 告
第4	消 防 同 意 の 厳 正 な 運 用
第5	予 防 査 察 の 徹 底

第1 防火管理の徹底 (消防本部)

- ア 消防本部は、消防法第8条の規定が適用される防火対象物の管理について権限を有する者に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく消火・通報・避難訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。
- イ 消防本部は、防火管理者を定めなければならない防火対象物に対し、防火管理者の選任を促進する。また、防火管理者等に対し、講習会等を実施し、資質の向上を図る。

第2 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化 (消防本部)

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、火災が発生した場合の、早期発見、初期消火、適切な避難により、被害の軽減と人命の安全を確保するため、適正な消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検等の実施により、常時有効に機能するよう維持管理の適正化を指導する。

第3 防火対象物の点検及び報告 (消防本部)

消防本部は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検証」を表示させる。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象外の施設については、自主的な点検を行わせ、「防火自主点検済証」を提示させる。

第4 消防同意の厳正な運用 (消防本部)

消防本部は、建築許可等における消防同意の厳正な運用を図る。

第5 予防査察の徹底（消防本部）

消防本部は、火災予防のため、計画的かつ継続的に予防査察を実施するものとし、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底する。

また一般住宅に対しても、火災予防運動期間等を利用するなどにより「防火診断」等を実施し、火災予防の周知徹底を図る。

第3節 林野火災予防対策

(ブランド戦略部、消防部)

【対策の体系】

第1	林野火災に強い地域づくり
第2	広報活動の充実
第3	予防体制の強化

第1 林野火災に強い地域づくり (林政班)

- ア 市、富山森林管理署及び県は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- イ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

第2 広報活動の充実 (林政班、消防本部)

林産物の採集、森林レクリエーションによる森林利用者の増加にともない、たばこ、たき火等の火気の不始末による林野火災の発生が憂慮されるため、これらの利用者、所有者に対して広報活動を実施するものとし、林道及び登山口にポスター、警報板等を配備するほか、学校、地域住民に対して林野火災予防思想の普及、啓発を図る。

第3 予防体制の強化 (林政班、消防本部)

市は、県及び富山森林管理署、森林組合などの林野関係機関と連絡調整を図り、林野火災予防のための適切な資機材の配置、管理を含め、効果的な予防体制を確立するものとし、特に次の事項に重点を置き実施する。

- ア 森林レクリエーション施設の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所における簡易防火施設等を整備する。
- イ 市は、乾燥、強風時の気象条件に留意し、森林及び森林付近における火入れに対して適正な規制及び指導を行う。
- ウ 林業関係者、消防機関は密接な連携のもとに、林野火災に対しての話し合いや研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずる。
- エ 市及び防火関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第4節 大火危険気象に対する予防措置

(総務部、消防部)

【対策の体系】

第1	火災に関する警報の発令
第2	消防機関の警戒措置体制の確保
第3	防火対象物の警戒
第4	消防機関の点検整備と災害時の出動体制
第5	火災発生防止の緊急措置

第1 火災に関する警報の発令 (総務班、消防本部)

消防長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により火災警報及び林野火災警報を発する。

消防長は、火災に関する警報を発令又は解除した時は、速やかに関係機関に周知するとともに、県知事に報告しなければならない。

第2 消防機関の警戒措置体制の確保 (消防本部)

消防長は、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災に関する警報を発した場合に行う消防機関の警戒計画をあらかじめ定めておく。

第3 防火対象物の警戒 (消防本部)

消防長は、防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

第4 消防機関の点検整備と災害時の出動体制 (消防本部)

消防長は、消防機関に消防車両等の点検整備をさせるとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておく。

第5 火災発生防止の緊急措置 (消防本部)

消防長は、住民に火災発生防止の啓発を図るため、予防広報計画、特別予防査察実施計画をあらかじめ定めておく。

第5節 防災活動体制の整備

(総務部、ふるさと整備部、消防部)

【対策の体系】

第1	通信連絡体制の整備
----	-----------

第2	緊急輸送ネットワークの整備
----	---------------

第3	航空防災体制の強化
----	-----------

第4	相互応援体制の整備
----	-----------

第1 通信連絡体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第4 通信連絡体制の整備」を準用する。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

「風水害編 第1章 第4節 第5 緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第3 航空防災体制の強化

「風水害編 第1章 第4節 第6 航空防災体制の強化」を準用する。

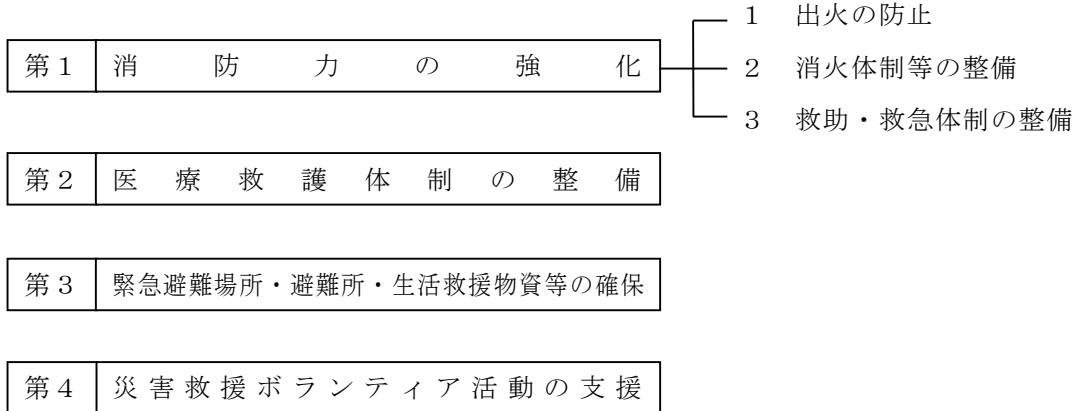
第4 相互応援体制の整備

「風水害編 第1章 第4節 第7 相互応援体制の整備」を準用する。

第6節 救援・救護体制の整備

(総務部、市民協働、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部、消防部)

【対策の体系】



第1 消防力の強化 (総務班、消防本部)

火災の発生予防、被害の拡大防止のためには、まず住民一人一人が平素から出火の防止に努めるとともに、火災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

また、市及び消防本部は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努める。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害などにより消防活動が困難になることも予想されるので、地域づくり協議会や自主防災組織などによる初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努める。

1 出火の防止

消防本部は、火災の発生を未然に防ぐため、住民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 出火防止、火災の早期発見等に資する住宅用防災機器等の普及の促進

(2) 事業所に対する指導

多数の者が利用する学校、病院、ショッピングセンター等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、防災対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

2 消火体制等の整備

(1) 初期消火体制の強化

火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

- ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。
- イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。
- ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。
- エ 市及び消防本部は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

(2) 消防設備等の強化

- ア 市及び消防本部は、消防組織の強化に努めるとともに、消防団の施設設備や装備の適正配備、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。
- イ 消防本部は、消防力の強化を図るため、小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車、その他の消防施設、設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努める。特に危険物施設、高層ビル等の特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(3) 消防水利の整備

市は、大規模な火災に備え消防水利の多様化を図るため、次の施設の整備に努める。

- ア 防火水槽、耐震性貯水槽、消火栓及びその消防専用配管の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。
- イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

3 救助・救急体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備」を準用する。

第2 医療救護体制の整備

「風水害編 第1章 第5節 第2 医療救護体制の整備」を準用する。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

「風水害編 第1章 第5節 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保」を準用する。

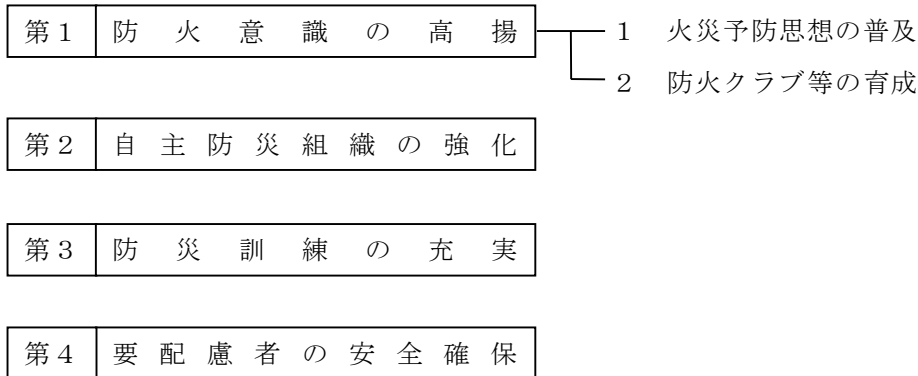
第4 災害救援ボランティア活動の支援

「風水害編 第1章 第5節 第4 災害救援ボランティア活動の支援」を準用する。

第7節 防災行動力の向上

(総務部、地域包括医療ケア部、消防部)

【対策の体系】



第1 防火意識の高揚 (総務班、消防本部)

1 火災予防思想の普及

市及び消防本部は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報車、市ホームページなどを利用し、火災予防思想の普及を図る。

また、避難訓練や初期消火訓練、応急処置に関する講習の実施などにより、地域住民の防火意識の高揚に努める。

2 防火クラブ等の育成

市及び消防本部は、建物火災の約半数が住宅火災という現状に鑑み、家庭や地域における防火安全の担い手である主婦等を対象に、女性防火クラブの結成、育成を図る。

また、幼少年期から火災予防の重要性を学ぶため、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの結成、育成を図る。

第2 自主防災組織の強化

「風水害編 第1章 第8節 第2 自主防災組織の強化」を準用する。

第3 防災訓練の充実

「風水害編 第1章 第8節 第3 防災訓練の充実」を準用する。

第4 要配慮者の安全確保

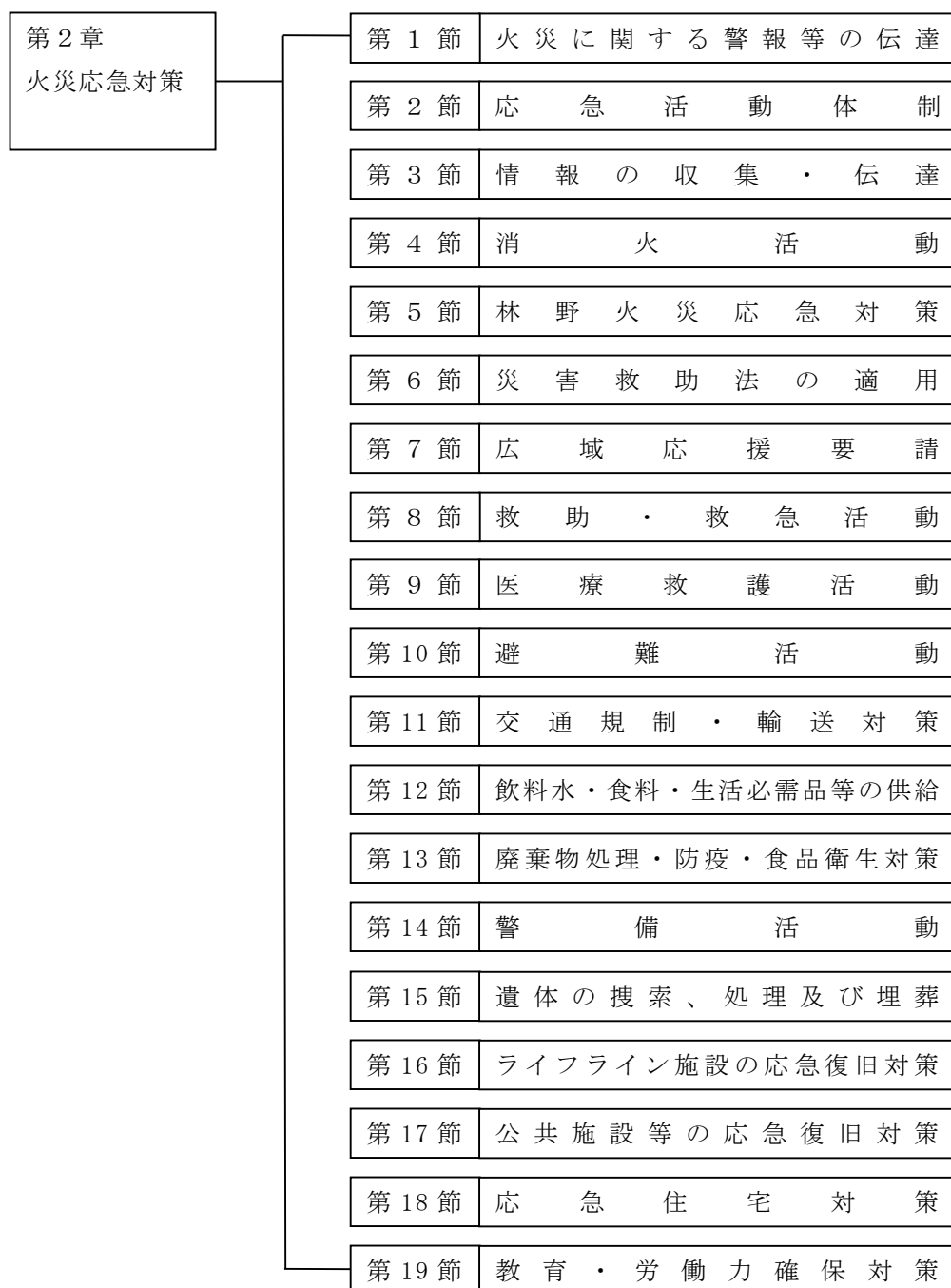
「風水害編 第1章 第8節 第4 要配慮者の安全確保」を準用する。

第2章 火災応急対策

大規模な火災や広範囲にわたる林野火災が発生した場合、市及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、応急対策にあたる。

なお、本章に定めるもの以外で必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講ずる。

【計画の体系】



第1節 火災に関する警報等の伝達

(総務部、消防部)

気象、火災に関する警報等の発表内容、基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図る。

【対策の体系】

第1	火 災 気 象 通 報
----	-------------

第2	火災に関する警報の発令
----	-------------

第3	伝 達 体 制
----	---------

第1 火災気象通報 (総務班、警防班)

富山地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は次のとおりである。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報されない。

- ア 対象市町村を単位とする
- イ 通報基準

「乾燥注意報」又は、「強風注意報」の基準と同一とする。

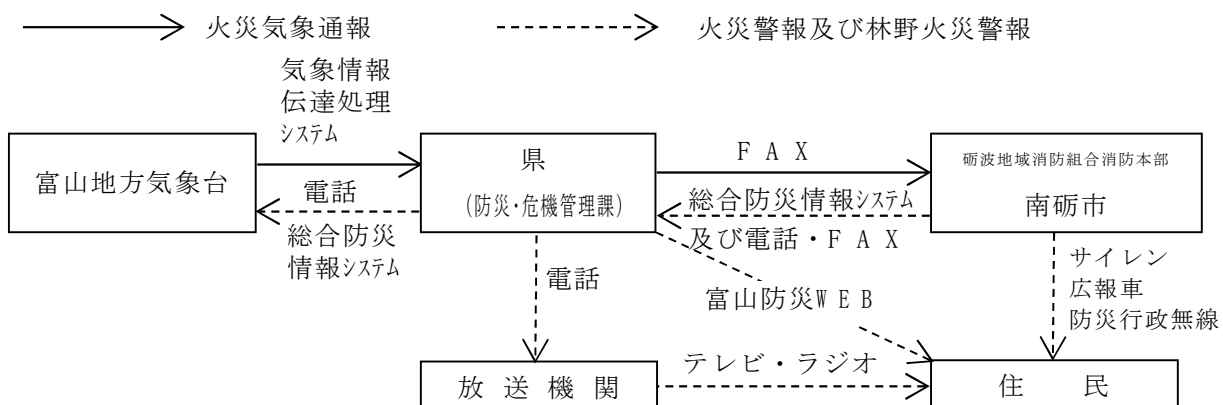
第2 火災に関する警報の発令 (総務班、警防班、消防署班、消防団班)

消防長は、消防法第22条の規定により市域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、火災警報及び林野火災警報を発する。

第3 伝達体制 (総務班、警防班、消防署班、消防団班)

消防長は、火災に関する警報を発したとき又は解除したときには、電話、FAX、防災行政無線、サイレン呼鳴、広報車等により住民及び関係機関に周知徹底を図る。また、総合防災情報システムにより県(防災・危機管理課)に連絡するものとし、併せて火災に関する警報発令時の管内の気象状況を電話又はFAXにより連絡する。

【火災に関する警報等の伝達体制】



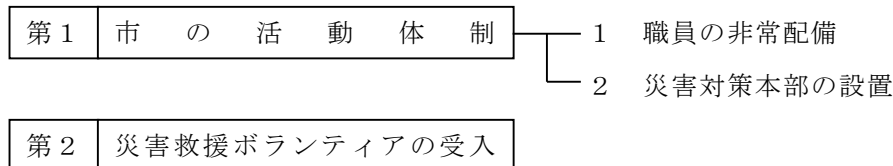
第2節 応急活動体制

(全部局共通)

大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれがある場合は、市、消防署、消防団及び消防機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施する。

【対策の体系】



第1 市の活動体制 (全部局共通)

市長は、市域に大規模な火災が発生した場合又は広範囲に延焼拡大するおそれのある場合には、防災関係機関や県及び他市町村などの協力を得て、災害応急対策を実施する。このため、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

1 職員の非常配備

(1) 非常配備基準

火災に関する警報が発令された場合は、市は、「風水害編 第2章 第3節 第1 市の活動体制」に定める第1配備体制(準備体制)をとる。

大規模な火災が発生した場合又は火災が広範囲に延焼拡大するおそれがある場合の職員動員配備の基準は、被害の程度に応じ「風水害編 第2章 第3節 第1 市の活動体制」に定める動員配備の基準に準じた体制をとる。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、収集された情報により多数の死傷者、避難者が発生している場合又は林野火災が広範囲に延焼拡大している場合で、必要と認めるときは、直ちに災害対策本部を設置し応急対策にあたる。

(2) 組織

災害対策本部の組織については、「風水害編 第2章 第3節 第1 市の活動体制」に定める組織を準用する。

第2 災害救援ボランティアの受入れ

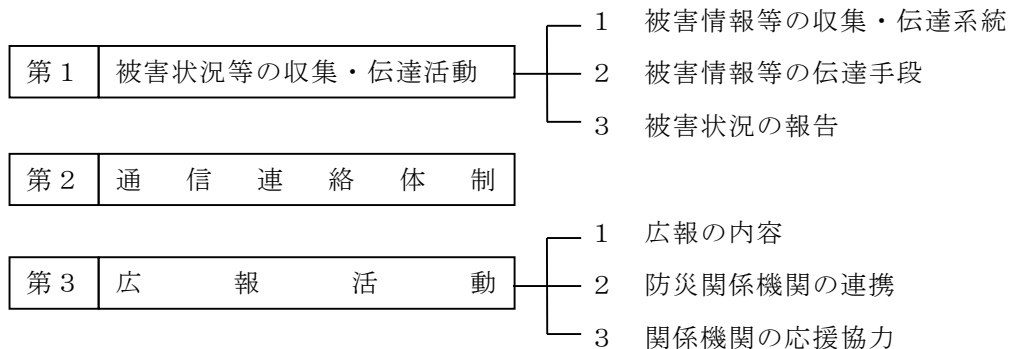
「風水害編 第2章 第3節 第2 災害救援ボランティアの受入れ」に定める内容を準用する。

第3節 情報の収集・伝達

(全部局共通)

市、消防及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

【対策の体系】



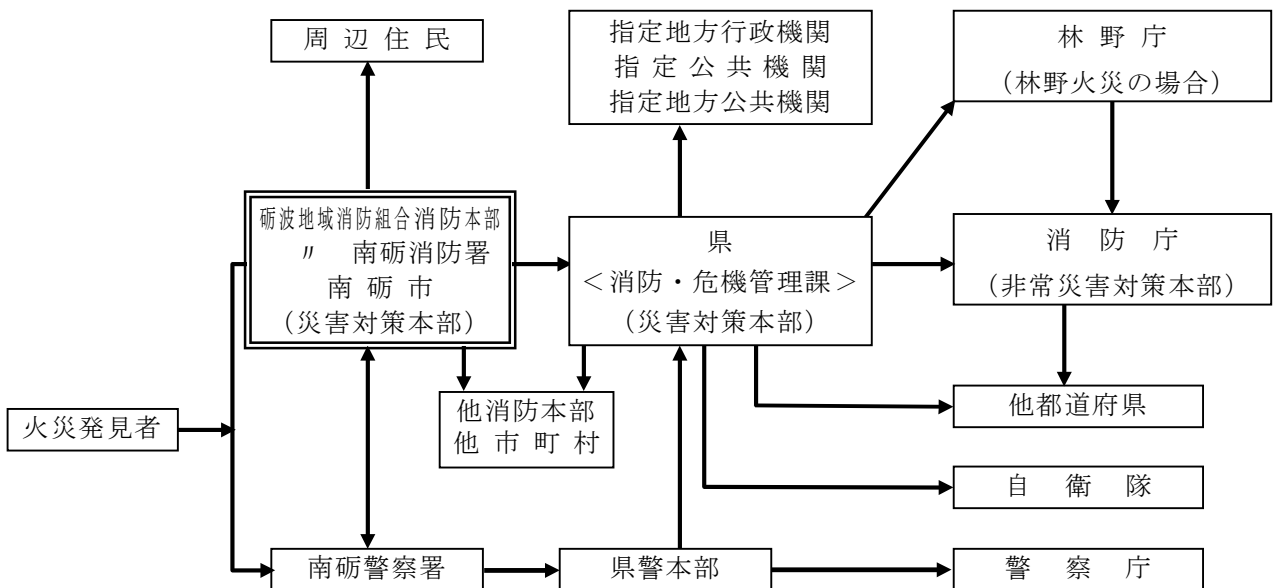
第1 被害状況等の収集・伝達活動 (全部局共通)

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

防災関係機関は、災害の発生に際して、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 被害情報等の伝達手段

市及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 被害情報等の伝達は、県防災行政無線・電話・FAXのうち、最も迅速確実な手段を使う。
- (2) インターネットの活用等についても有効に活用できるよう体制の整備を図る。

3 被害状況の報告

(1) 市

消防総務班は、市域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。

(2) 事業者の活動体制

林野火災が発生したときは、林業関係事業者は、消防、警察等との連携を図り初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第2 通信連絡体制 (全部局共通)

消防総務班は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、応急活動を円滑に遂行する。

第3 広報活動 (地域調整班、現地災害対策班)

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を住民に迅速かつ的確に周知するよう、防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

住民への情報提供にあたっては、地域調整班が担当し、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努める。

1 広報の内容

(1) 被災者への情報

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関の情報、応急対策の状況等、正確できめ細かな情報を適切に提供する。

(2) 住民への的確な情報

防災関係機関は、住民に対し、火災の状況、安否情報、道路交通規制等の状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

2 防災関係機関の連携

防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあい情報交換を行う。

3 関係機関の応援協力

- ア 報道機関は、防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- イ 各関係防災機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。
- ウ 各報道機関は、災害時には相互の連絡体制の強化に配慮する。

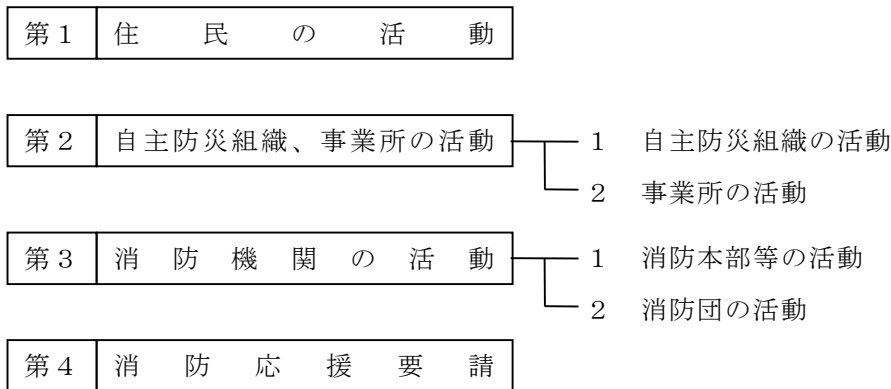
第4節 消火活動

(消防部)

火災が発生した場合、特に木造建物の密集地域やフェーン現象下での火災発生の場合、その延焼拡大により多くの人命の危険が予想される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。
一方、消防は全機能をあげて延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める。

【対策の体系】



第1 住民の活動 (消防署班、消防団班)

火災が発生した場合は、住民はまず身の安全を確保し、消火器等で初期消火を行うとともに、速やかに消防に通報し、隣人に大声で助けを求める。

また、火災を発見したときは、速やかに消防に通報するとともに、可能な限り初期消火に協力する。

第2 自主防災組織、事業所の活動 (消防署班、消防団班)

1 自主防災組織の活動

ア 火災が発生したときは、消防本部又は各消防署に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、水路、消火栓等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

イ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

ア 従業員は火災を発見した場合、事業所内の警備員室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。

また、ガスの供給遮断や、油類等の流出の防止等必要な防災措置を講ずる。

- イ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物への引火等、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- ウ 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動（消防部全体）

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消防活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

1 消防本部等の活動

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、消防防災ヘリコプター等からの情報提供により、火災の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、火災の延焼拡大に備え職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

(3) 消防活動

消防本部は、消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

- ア 火災が延焼拡大し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊を集中運用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。
- イ 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- ウ 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。
- エ 工場、危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。
- オ 延焼阻止線
延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。
- カ 重要施設に対する消火活動
火災が延焼拡大しているときは、避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を効果的に活用して消防活動にあたる。

(1) 出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

(3) 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

(4) 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

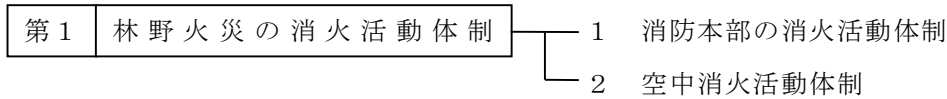
第4 消防応援要請

「風水害編 第2章 第7節 第3 消防応援要請」を準用する。

第5節 林野火災応急対策

(消防部)

【対策の体系】



第1 林野火災の消火活動体制 (消防部全体)

1 消防本部の消火活動体制

(1) 消火活動

消防部は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によりその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては次の事項を検討して最善の方策をとる。

- ア 部隊等の出動区域、順路等
- イ 携行する消防資機材
- ウ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ 消防資機材及び救急資機材の確保と補給方法

(2) 消防相互応援

消防本部は、林野火災の拡大に伴い市のみで消火できないと判断したときは、消防相互応援協定に基づき、他市町村に対して速やかに応援を要請する。

2 空中消火活動体制

消防本部は、林野火災が発生し、偵察及び空中消火活動が必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターによりこれを実施し、さらに必要な場合は広域応援要請等を行い、応援機関等との連携を図り消火活動を行う。

また、消防本部は県の支援を受け、空中消火用水利や消火剤等の手配及びヘリコプターの離着陸場等の受入体制の整備を行う。

(1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火活動

消防本部は、林野火災が発生し、空中消火活動等が必要と認めるときは、県に消防防災ヘリコプターによる空中消火活動等を要請する。

(2) 広域航空消防応援

消防本部は、大規模な林野火災が発生し、必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、県を通じて消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請を行う。

(3) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第6節 災害救助法の適用

「風水害編 第2章 第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第7節 広域応援要請

「風水害編 第2章 第6節 広域応援要請」を準用する。

第8節 救助・救急活動

「風水害編 第2章 第7節 救助・救急活動」を準用する。

第9節 医療救護活動

「風水害編 第2章 第8節 医療救護活動」を準用する。

第10節 避難活動

「風水害編 第2章 第9節 避難活動」を準用する。

第11節 交通規制・輸送対策

「風水害編 第2章 第10節 交通規制・輸送対策」を準用する。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

「風水害編 第2章 第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

「風水害編 第2章 第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策」を準用する。

第14節 警備活動

「風水害編 第2章 第13節 警備活動」を準用する。

第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬

「風水害編 第2章 第14節 遺体の捜索、処理及び埋葬」を準用する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

「風水害編 第2章 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策」を準用する。

第17節 公共施設等の応急復旧対策

「風水害編 第2章第16節 公共施設等の応急復旧対策」を準用する。

第18節 応急住宅対策

「風水害編 第2章 第18節 応急住宅対策等」を準用する。

第19節 教育・労働力確保対策

「風水害編 第2章 第19節 教育・労働力確保対策」を準用する。

第3章 火災復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

(総務部、市民協働部、ブランド戦略部、地域包括医療ケア部)

第1 被災者の生活確保 (現地災害対策班、生活環境班、救援物資班、災害救助班、地域調整班、避難所班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保」を準用する。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、林政班、商工班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援」を準用する。

第3 税の徴収猶予及び減免等 (避難所班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (日本郵便(株))

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。

第2節 激甚災害の指定

(全部局共通)

第1 激甚災害指定手続 (該当各班)

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続き」を準用する。

第2 激甚災害に係る特別の助成

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。

第3節 公共施設の災害復旧

(全部局共通)

第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通)

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。